

第133号議案 長崎市行政財産使用料条例の一部  
を改正する条例

目次	ページ
1 改正の理由	1
2 算定方法	2
3 改正に伴う影響額	2
4 同様の理由により今議会で改正を提案している条例	2
5 新旧対照表	3～4

理 財 部

平成30年11月



## 1 改正の理由

### (1) 使用料の額の改定について

行政財産の使用料の額は、これまで道路法施行令(昭和27年政令第479号)で国が定める道路占用料の額と同額としていたが、占用料算定の基礎となる固定資産税評価額を長崎市と国で比較したところ、乖離していることから、受益者負担の適正化を図るため、長崎市独自の使用料の額を設定するもの。なお、使用料の額の算定にあたっては、長崎市の固定資産税評価額を算定基礎とし、平成30年度の評価替え後の数値を用いて算定するもの。

### (2) 占用面積等の取扱方法の見直しについて

使用許可物件の占用面積や長さについては、これまで1平方メートル又は1メートル未満の端数を切り上げて使用料を算出してきたが、より実態に合った使用料を算出するため、少数第二位未満の端数を切り捨てて計算するもの。

(例)

占用面積・長さ	これまでの使用面積・長さ	今後の使用面積・長さ
使用面積 99.999 m <sup>2</sup>	100 m <sup>2</sup>	99.99 m <sup>2</sup>
長さ 10.055m	11m	10.05m

### (3) 施行日 平成31年4月1日

## 2 算定方法

### (1) 占用料(使用料)の算定式

占用料(使用料)の額(円/㎡)

=道路価格(円/㎡)×使用料率(%/年)×占用面積(㎡)(×修正率(%))

道路価格	平均地目	18,826 円/㎡
------	------	------------

※ 道路価格は平成 30 年度の長崎市の固定資産税評価額を基に算出

### (2) 主な占用物件ごとの使用料(単価)の算出方法等

	道路価格 (円/㎡)	使用料率 (%)	占用面積 (㎡)	修正率	改正後 (円・年額)	現行 (円・年額)	差額(円) (改定率)
電柱(第2種)	18,826	4.84	0.86/本	—	783	660	123 (119%)
ガス管 (外径 0.2m 以上 0.3m未満)	18,826	4.84	0.3/m	3/10	82	70	12 (117%)
電線	18,826	4.84	0.01/m	5/10	4	4	0 (100%)

## 3 改正に伴う影響額

平成 29 年度決算額	収入見込額	影響額
1,731 千円	2,003 千円	272 千円

## 4 同様の理由により今議会で改正を提案している条例

条 例 名	所管部局名
(1) 長崎市道路占用料条例	土木部
(2) 長崎市都市公園条例	
(3) 長崎市準用河川占用料徴収条例	
(4) 長崎市都市下水路条例	
(5) 長崎市漁港管理条例	水産農林部
(6) 長崎市海岸保全区域における占用料徴収条例	

## 5 新旧対照表

### 2 電柱等を設置する場合の使用料

区分		単位	金額 (現行)	金額 (改正案)
電柱、電 線、変圧 塔、公衆 電話所、 郵便差出 箱その他 これらに 類する工 作物	第1種電柱	1本につき1年	円 <u>430</u>	円 <u>510</u>
	第2種電柱		<u>660</u>	<u>783</u>
	第3種電柱		<u>900</u>	<u>1,056</u>
	第1種電話柱		<u>390</u>	<u>455</u>
	第2種電話柱		<u>620</u>	<u>728</u>
	第3種電話柱		<u>850</u>	<u>1,002</u>
	その他の柱類		<u>39</u>	<u>45</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつ	4	4
	地下に設ける電線その他の線類	き1年	2	2
	地上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>380</u>	<u>446</u>
地下に設ける変圧器	占有面積1平方メ ートルにつき1年	<u>230</u>	<u>273</u>	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話 所	1個につき1年	<u>770</u>	<u>911</u>	
郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>320</u>	<u>382</u>	
水管、下 水道管、 ガス管そ の他これ らに類す る物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつ き1年	<u>16</u>	<u>19</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>23</u>	<u>27</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>35</u>	<u>41</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>46</u>	<u>54</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>70</u>	<u>82</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>93</u>	<u>109</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>160</u>	<u>191</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>230</u>	<u>273</u>
外径が1メートル以上のもの	<u>460</u>	<u>546</u>		

現行	改正後(案)
<p>別表(第2条関係)</p> <p>2 電柱等を設置する場合の使用料</p> <p>備考 1~4省略</p> <p>5 <u>長さが1メートルに満たないとき、又は長さに1メートル未満の端数があるときは、その長さ又はその端数は、1メートルとして計算する。</u></p> <p>6 <u>面積が1平方メートルに満たないとき、又は面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その面積又はその端数は、1平方メートルとして計算する。</u></p> <p>7、8省略</p>	<p>別表(第2条関係)</p> <p>2 電柱等を設置する場合の使用料</p> <p>備考 1~4省略</p> <p>5 長さに<u>0.01メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。</u></p> <p>6 面積に<u>0.01平方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。</u></p> <p>7、8省略</p>